

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（案）」の意見募集の結果について

令和7年12月12日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会では、令和7年10月9日（木）から令和7年11月7日（金）までの間、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、本意見募集に対して、3件の御意見が寄せられ、これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえた上で、本日、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示」を公布・施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。